

前 障

令和2年12月22日

障害福祉関係施設 代表者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅でのサービス提供に係る記録について
(12月22日時点)

今般の新型コロナウイルス感染症への対応について、ご尽力、ご協力頂き厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省通知において「通所での支援を避けることがやむを得ない場合に、電話等その他の方法で利用者の健康管理や相談支援など可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能である。」と示されております。つきましては、当該在宅支援について、下記のとおり整理しましたので、ご参考いただき、引き続き柔軟な対応をお願いいたします。

(障害福祉課障害政策係)

記

1. 在宅支援に係る記録について

健康管理や相談支援等の内容を詳細に記録してください。

※別添「(参考様式) 在宅支援に係る記録票」をご活用いただいても構いません。

2. 在宅支援における具体的なサービス内容の例

- (1) 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- (2) 利用者の健康管理
- (3) 作業課題や学習課題の提供
- (4) 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるような支援

※支援は個々の状況に応じ行うものであるため、以下のような支援は報酬の対象と認めませんので、ご注意ください。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(ただし、同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する利用者や家族からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・ 個別にメール等を送った後、利用者や家族から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。
- ・ 単なる欠席連絡(その後の支援については不要と利用者や家族の意向がある場合)

3. 在宅支援を実施する場合の留意事項

以下の点に留意し、個々の利用者の状況に応じた支援を実施してください。

- (1) 利用者や家族に丁寧に説明を行いその理解を得ること。
- (2) 家族の支援等により自宅での受入れが可能であるか確認すること。
- (3) 支給決定や個別支援計画の内容も考慮すること。
- (4) 支援における電話連絡等は1日1回以上とし、回数や時間等は個々の状況に応じて行うこと。(就労系の事業所以外)

以下は、就労系の事業所のみ対象です。

- (5) 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。

運営規程の変更が必要な場合は、障害福祉課障害政策係まで届出をお願いいたします。なお、その際に「訓練・支援状況書」を併せてご提出ください。

※別添「(参考様式) 訓練・支援状況書」をご活用いただいても構いません。

- (6) 令和2年6月19日厚生労働省通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」を遵守すること。

4. 加算について

在宅でのサービス提供を実施した場合においても、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

5. 支給決定担当への届出

前橋市の支給決定を受けている利用者に対し在宅支援を実施する場合は、事前に障害福祉課障害政策係までご連絡をお願いいたします。その際に在宅支援時の支援方法等を伺う場合があります。

また、上記1の記録票等の提示を求められた場合には、対応できるよう記録を整備してください。

なお、他市町村により支給決定を受けている利用者については、他市町村支給決定担当課の指示に従うようお願いいたします。

6. その他

厚生労働省通知等については、本市HPに掲載をしております。併せてご確認くださいませようお願いします。

【厚労省・群馬県からの通知】

https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/2/6/23871.ht

[ml](#)

【前橋市からの通知】

https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/2/6/24200.ht

[ml](#)

【問い合わせ】

(支給決定について)

「身体・知的」障害福祉課生活支援係 027-220-5712 (直通)

「精神」 保健予防課こころの健康係 027-220-5787 (直通)

(支給決定以外について)

障害福祉課障害政策係 027-220-5713 (直通)